三　卸売市場法施行令の一部改正関係
　卸売市場法（昭和四六年法律第三五号）第五条第二号の政令で定める法律として、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七九号）を加えることとした。（第三条関係）
四　農林水産省組織令の一部改正関係
　消費・安全局及び同局消費者行政・食育課、水産庁漁政部及び同部加工流通課並びに同庁資源管理部及び同部漁獲監理官の所掌事務を変更することとした。（第四条関係）
五　附則
1　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）
2　この政令は、一部の規定を除き、改正法の施行の日（令和八年四月一日）から施行することとした。

◇水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四〇二号）（経済産業省）
1　特定水銀使用製品に特定の電池等を指定することとした。（第一条関係）
2　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則関係）
3　この政令は、一部の規定を除き、令和八年一月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇三号）（こども家庭庁）
1　子どものための教育・保育給付の支給に要する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第六六条の三第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、一、〇〇〇分の二〇〇とすることとした。（第二四条の二関係）
2　この政令による改正後の第二四条の二の規定は、令和六年度以後の年度分の法第六七条第一項の規定により都道府県が負担する額及び法第六八条第一項の規定により国が負担する額の算定に係る法第六六条の三第一項に規定する拠出金充当額について適用することとした。（附則第二項関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第八十一号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「調査研究広報滞在費」の下に「（以下この条及び第十一条において単に「調査研究広報滞在費」という。）」を加え、同条に次の四項を加える。

3　各議院の議長、副議長及び議員は、両議院の議長が協議して定めるところにより、毎年一回、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の金額及びこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書を、当該支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面（次項において「領収書等」という。）の写しを添付して、その属する議院の議長に提出しなければならない。

4　前項の報告書及び領収書等の写しは、両議院の議長が協議して定めるところにより、公開する。

5　各議院の議長、副議長及び議員は、両議院の議長が協議して定めるところにより、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の総額から、その年において調査研究広報滞在費を充てた支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

6　議長、副議長及び議員が、任期満限、辞職、退職、除名若しくは死亡の場合又は衆議院の解散の場合における前三項の規定の適用に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十一条中「第九条の」を削る。

附　則

（施行期日）
1　この法律は、令和七年八月一日から施行する。

（適用区分）
2　この法律による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第三項から第六項までの規定は、この法律の施行の日以後に支給を受けた同条第一項の調査研究広報滞在費及び同日以後に同項の調査研究広報滞在費を充てた支出について適用する。

（両院議長協議決定への委任）
3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

内閣総理大臣　石破　茂

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂